

保育園における児童への投薬について

(1) 『保育園における児童への投薬』

保育園における児童への投薬は法律の定める「医療行為」になる為、保育士は児童への投薬を行うことが出来ません。

従って、原則として保育園では薬をお預かりしないことになっています。

医師の診察を受けるときは、お子さんが現在保育園に通っていて、保育園では原則薬を飲むことができない事をお伝えの上、保育時間中に薬を服用しなくてもすむような処方を依頼して下さい。どうしても保育時間中に薬を服用しなければならない場合は、

保護者が来園して子どもへ投薬して頂くことになります。

ただし、慢性疾患（気管支喘息・てんかん・糖尿病・アトピー性皮膚炎などのように経過が長引くような病気）の日常における投薬や処置については、厚生労働省の「保育所保育指針」によって、子どもの主治医または保育園嘱託医の指示書に従うとともに、保護者及び保育園相互の連携が必要ですので、保育園へ連絡して下さい。協議した上でご対応させて頂きます。

(2) 『保護者が来園して子どもへ投薬することがやむを得ずできない場合』

主治医と保護者と保育園で話し合いの上、薬を服用することで通常保育が出来ると判断され、通常保育を希望される場合、保育園の担当保育士が保護者に代わって投薬します。

この場合は万全を期すため「投薬連絡票」に必要事項を記載して頂き、持参薬（「薬剤情報提供書」がある場合は添付し）と共に保育園の担当保育士へお渡し下さい。

以下の注意事項があります。

- ① 主治医の処方による薬に限ります。
- ② 座薬・目薬・外用薬の投与は行いません。
- ③ 症状を判断しての投薬は行いません。（熱がでたら、咳がでたら、発作が起こったら、）
- ④ 保護者が担当保育士へお薬は必ず手渡しして下さい。（未使用薬返却時も必ず手渡し）
(子どもの体調を伝え、1回ずつに分けて、名前を記入し当日分のみをお渡し下さい)
- ⑤ 薬の服用を嫌がったり飲ませた薬を吐いてしまった場合、保育園では責任を負いかねます。

※保育園における投薬に関しその他ご質問・ご不明な点等ありましたら保育園までご相談下さい。

投薬連絡票

平成 年 月 日

保護者記載欄				
クラス名	緊急連絡先			
園児氏名	電話番号			
保護者氏名	(印)			
投薬依頼先	光ヶ丘保育園			
病名・症状				
<投与する薬について>				
投薬日／薬の情報	/	/	/	/
粉 薬	種	種	種	種
シロップ	種	種	種	種
その他				
内 容	抗生素質	解熱剤	咳止め	整腸剤 その他()
保管方法	室温	冷蔵	遮光	その他()
投薬時間	昼食前	昼食後	その他()	
その他連絡事項	薬剤情報提供書 あり・なし			
※ 処方内容に変更がなければ、この「投薬連絡票」の有効期限は処方日から4日です。 5日目からまたは処方内容に変更がある場合には、新たに「投薬連絡票」をご提出下さい。				
保育園記録欄				
お薬預り日	/	/	/	/
受取者サイ				
投与時間	時 分	時 分	時 分	時 分
投与者サイ				
本日の連絡事項				
主治医記載欄				
病名：				
薬の内容：	抗生素質	解熱剤	咳止め	整腸剤 その他()
薬の種類：	粉薬	水薬	錠剤	その他()
服 用：	食前	食後	その他()	
上記の薬を服用(　　日分)するように処方しました。	平成 年 月 日			
医師	印			